

起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方
（考えられる制度の概要）

起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方（考えられる制度の概要）

第1 検察官が働き掛けを行う制度の導入

- 1 検察官は、被疑者が罪を犯したと認める場合において、必要があると認めるときは、被疑者が守るべき事項を設定し、所定の期間、被疑者を保護観察官による指導・監督に付する措置をとることができるものとする。
- 2 要件
 - (1) 被疑者の同意
1の措置は、被疑者の同意がなければ、とることができないものとする。
 - (2) 弁護人の同意
A案 1の措置は、弁護人の同意がなければ、とることができないものとする。
B案 上記要件は設けない。
 - (3) 裁判官の関与
A案 1の措置は、守るべき事項が適正であり、かつ、被疑者が任意に同意したと裁判官が認めた場合に限り、とることができるものとする。
B案 上記要件は設けない。
- 3 守るべき事項の基準
A案 1の守るべき事項は、犯罪事実との関連性、改善更生のための必要性及び内容の相当性が認められるものでなければならぬものとする。
B案 上記基準は法定しない。
- 4 守るべき事項の変更
検察官は、必要があるときは、守るべき事項を変更することができるものとし、その手続は、守るべき事項の設定の手続に準ずるものとする。
- 5 期間の満了の効果
A案 検察官は、被疑者が1の守るべき事項に違反することなく1の期間を経過したときは、公訴を提起することができないものとする。
B案 検察官は、被疑者が1の守るべき事項に違反することなく1の期間を経過したときは、1の措置をとった後に重要な証拠を発見した場合を除き、公訴を提起することができないものとする。
C案 期間の満了の効果は設けない。
- 6 検察官は、1の措置をとるについて必要があるときは、少年鑑別所に調査を依頼することができるものとする。

【検討課題】

1 制度の必要性及び相当性

○ 必要性

- ・ 起訴に伴う負担を回避して早期の社会復帰を実現しつつ、確実な更生

を担保するという趣旨から、この制度を設ける必要性があるか。

○ 相当性

- ・ 裁判所による犯罪事実の認定を経ていないのに検察官が守るべき事項を設定し、保護観察官による一定の処遇を行うこととするのは相当か。

2 対象者等

○ 想定される対象者や事案

- ・ 起訴相当の事案の被疑者に限定するか、起訴相当と起訴猶予相当かを区別せず、再犯防止のために働き掛けが必要な事案の被疑者を対象とするか。

3 制度の枠組等

(1) 指導・監督の期間等

○ 指導・監督の期間

A案 [3月][6月][1年]の法定期間とする。

B案 上限を[3月][6月][1年]とする(その範囲内で検察官が定めるものとする)。

○ 期間の延長の可否

A案 期間を延長することができるものとする。

- ・ 延長できることとする期間や延長回数をどうするか。
- ・ 指導・監督の期間の定めとどのように組み合わせるか。

B案 期間の延長を設けない。

(2) 守るべき事項を守らなかったか否かについての審査手続

A案 被疑者(被告人)が守るべき事項を守らなかったか否かについて、審査するものとする。

- ・ 起訴されたこととは別に、守るべき事項を守らなかったか否かについて審査する必要性があるか。
- ・ どのような機関が、どのような場合に、どのような手続によって審査を行うこととするか。

B案 守るべき事項を守らなかったか否かについての審査手続は設けない。

第2 起訴猶予となる者等に対する就労支援・生活環境調整の規定等の整備

1 起訴猶予処分前の者に対する更生緊急保護

刑事上の手続による身体の拘束を解かれた被疑者であって、犯罪をしたと検察官が認めたもの(公訴を提起され、又は家庭裁判所に送致された者を除く。)を更生緊急保護の対象に加えるものとする。

2 勾留中の者に対する更生緊急保護

- (1) 保護観察所の長は、勾留されている被疑者であって、犯罪をしたと検察官が認めたものについて、その者から申出があった場合において、身体の拘束を解かれた後緊急に保護することが改善更生のために必要であると認められるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができるものとする。
- (2) 検察官は、(1)の被疑者について、必要があると認めるときは、その者に対し、(1)の制度及び申出の手続について教示しなければならないものとする。
- (3) 保護観察所の長は、(1)の調整を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、その申出をした者の刑事上の手続に關与している検察官の意見を聴かなければならないものとする。
- (4) (1)の調整は、その対象となる者が、勾留されている間、その意思に反しない限り、行うものとする。

3 検察官による関係機関に対する協力依頼

検察官は、被告人又は被疑者が身体の拘束を解かれる際に、その者の改善更生・再犯防止を図るため必要があるときは、公務所又は公私の団体に対し、必要な協力を求めることができるものとする。